

○退職手当給付基金の設置、管理及び処分に関する条例

(昭和40年7月2日
 条例第12号)

改正 平成12年 2月25日 条例第1号

(設置の目的)

第1条 退職手当給付金を積立てるため、給付基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

第2条 毎年度基金として積立てる額は、500万円以上とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法で保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 組合管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第6条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、組合管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年2月25日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。